

八尾市行政評価システム機器更新に伴う調達機器等のリースに係る仕様書

1 入札物件について

入札物件については、別紙「八尾市行政評価システム機器等一式」における調達機器等のリースに基づいて積算すること。

2 入札金額の提出方法

入札金額については、八尾市指定用紙にて記載し、提出すること。また、記載金額は、5年間（60回）で算出した月額リース金額の合計額を消費税別で記載すること。なお、内訳として別紙に記載の対象物件ごとに内訳金額を記載すること。

3 リース期間について

リースする期間は、令和8年2月1日から令和13年1月31日までとする。

4 動産保険について

使用する機器に支障が生じないように、リース業者において加入すること。なお、動産保険については通常の動産総合保険を想定している。

5 リース期間満了後の機器等の取扱いについて

リース期間満了（令和13年1月31日）後に、八尾市に無償譲渡されるものとし、ソフトウェアの取り扱いについては著作権者と八尾市にて許諾等の対応を行う。

6 納入業者への支払いについて

納入業者はすでに決定しているため、リース業者と納入業者が契約を行い、リース業者は、納入業者に対して、令和8年2月末日迄に納入金額全額を一括で支払うこと。また、納入業者に支払った後に、支払いが完了していることが確認できる書類を八尾市に提出すること。

7 リース料の支払いについて

1ヵ月単位の支払いとし、翌月の上旬に請求、請求書受領後30日以内に支払う。

8 予算措置に伴う契約解除について

この契約は、八尾市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用をうけるものであり、八尾市は、翌年度以降において八尾市の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を解除するものとする。また、リース業者はこの契約を解除された場合において、損害が生じたときは、八尾市に対してその損害の賠償を請求することができる。

9 機器等の保守

この契約には、賃貸借する機器等の保守にかかる費用は含まないものとする。

問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市政策企画部政策推進課政策推進係

電話 072-924-3816（直通）

ファックス 072-924-3570

電子メールアドレス seisakusuisin@city.yao.osaka.jp